

多賀城市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	平成31年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務	令和2年11月4日(水)

2 監査の着眼点 平成31年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和2年11月実施 公の施設の指定管理に係る監査結果

対 象	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
監 査 の 範 囲	平成31年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務
実 施 日	令和2年11月4日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	指定管理料を財源として購入した物品について、仕様書に基づく管理がされていなかった。